

## 育成就労制度の概要と運用の実務

育成就労制度における監理支援機関の  
制度的役割と許可基準及び業務内容出入国在留管理庁政策課  
和久田凌馬 Ryoma WakutaI 監理支援機関の制度的役割等  
と許可申請等

## 1 監理支援機関の役割等について

監理支援機関は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について重要な役割を果たすものであることを自覚し、育成就労外国人等に係る受入れの適正さと保護の実効性を育成就労実施者のみに委ねるのではなく、監理支援の責任を適切に果たすこととされている（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「法」という。）5条2項）。

「監理支援」とは、原則として育成就労実施者等と育成就労外国人等との間における雇用関係の成立のあっせん及び育成就労実施者に対する監理型育成就労の実施に関する監理を行うことをいい（法2条10号）、当該監理支援を行う事業（以下「監理支援事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ主務大臣から監理支援機関の許可を受ける必要がある（法23条）。

監理支援機関の許可の基準については、法25条のほか「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。）」等の育成就労法令<sup>1</sup>で規定されているが、本邦の営利を目的としない法人であることが求められており、具体的には、『商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等』<sup>2</sup>が原則となる（法25条1項1号）。営利法人を排除する枠組みは、監理支援費の徴収を認めつつ（後記Ⅵ）も、手数料又は報酬の受領が禁止されているように（法28条）、監理支援の中立性確保のためである。

許可を受けた監理支援機関の有効期間は、監理支援事業の実施に関する能力及び実績を勘案して3年以上で設定される（法31条）。また、更新許可において、「主務省令で定める基準に適合している者であると主務大臣が認める場合」には当該有効期間が5年となる（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令（令和7年政令第341号）

1 監理支援機関の許可の基準を規定する「規則等の育成就労法令」について、法令上「許可の基準等」として規定されているのは、法25条及びその委任を受ける規則であるところ、当該規則で定められるとおり、「育成就労産業分野」（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律第二条第二号及び第三号口の主務省令で定める分野を定める省令（令和8年法務省・厚生労働省令第2号））のうち、当該分野の特有の事情に鑑みて規定される告示を含む。

また、監理支援機関の許可を受けるには、法25条等のほか、法39条及びその委任を受ける規則で規定する「認定育成就労計画に従った監理支援等」を適切に実施できる体制を整備していることが求められる。

2 これ以外の法人形態で監理支援機関になろうとする場合には、①監理支援事業を行うことについて特別の理由があること、②重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていることの双方を立証する必要がある（規則44条1項9号）。